

みんなの声

裁判員制度に反対する
候補者および市民の声

第一集改訂版



2009. 4. 21日比谷全国集会

風雨の中、全国から1,850人が集まり裁判員制度廃止を訴え、集会後は銀座デモを行いました。

私たちは、2007年4月に、「裁判員制度はいらない！大運動」を発足し、集会や署名活動、勉強会を積み重ねてきました。

昨年12月には、裁判員候補者による実名記者会見を行い、本年4月には、1万2千筆の「裁判員制度廃止の請願署名」を国会に提出、全国集会やデモを行いました。国民の8割が反対しているにもかかわらず、5月21日には実施が強行され、8月3日には東京地裁で第一回裁判員裁判が開始されようとしています。

私たちはあくまでも裁判員制度廃止を求め活動を強化します。みんなが反対し、実施を拒否すれば裁判員制度は廃止されます。

「みんなの声」をぜひお寄せください。

裁判員候補者の声

2008年12月20日、裁判員候補者の方3名が記者会見を行い、抗議の声をあげました。また、当日参加できなかった候補者の方々からも声が寄せられています。



● 私は人を裁かない

東京都 65歳 男性 無職

私は人は裁かないという信条を持っています。この度、抽選で裁判員候補者となり、調査票が送られて来ました。しかし私は、呼出状が来ても、審査員になることは、拒否します。これでもし、罰則が科せられるとしたら、真におかしな話です。人は裁かないという信条を持っている人で、抽選に当たった人のみが罰せられることになってしまうからです。

私は、裁判員制度に反対です。法律につき素人の人が集まって、審理をしても意味がありません。時間と金の無駄です。

世の中には色々な人がおり、全ての人々が、裁判員に向く人とは限りません。理屈めきで、感情論だけを強調する人も多々あります。あいつは憎らしいから有罪、あの人は可愛いから、無罪というような発言をする人が裁判員になる可能性は非常に高いでしょう。もっと端的に言えば、他人を殺傷したような人が、裁判員になったら、どうなるのでしょうか。

また、裁判員には法律の知識はいらないという説明ですが、はたして本当でしょうか。裁判は、冷静に、法律に基づき客観的、論理的に行われねばなりません。刑の判定や、量刑の程度は、法的な知識や過去の判例等を知らなければ出来なはずで。結局は、裁判員は裁判官の意見や説明に従う様になってしまいます。

● 裁判員にはなりたくない、裁判員制度はいらない

千葉県 66歳 男性 元教員

私は裁判員になりたくないので、通知票をそのまま最高裁にお返ししました。裁判員にはなりたくない。裁判員制度は必要ない理由について3点述べます。

第1は、裁判員に関わった場合、ほとんど100%近く、死刑や無期懲役刑を出さざるをえないと思います。現在の日本の刑事裁判の現状を見るとほぼ100%は有罪になります。被告人の命を奪う、一生を監獄に送る判決を下さざるを得ないわけで、心にいろんな傷が残ることは当然なわけですね。したがって、興味があるとか、なんとかなるというような理由で参加していいとは思いません。第2に、日本の裁判制度がよくなるという人がいますが、私はそうならないと思います。先日、NHKの「あなたは死刑判決を下せますか」という番組を見ましたが、3人の裁判官のペースで終始進んでいました。素人の意見が反映される余地はないと思います。また、裁判内容をしゃべると秘密漏洩罪で罰せられるとのことですが、これでは司法情報公開とか透明化とかは全く無理だと思います。

私たちは税金を払って学識や経験の豊かな裁判官に仕事をしてもらっているのです。税金と時間の無駄使いではないでしょうか。そんなお金があるのなら、生活に困っている人や、苦しみ、悩んでい

る人々に対して、生活保護や仕事の保証、医療の充実に使うべきではないでしょうか。そうすれば死刑や向き当たる事件がひとつでも減るのではないのでしょうか。

● 裁判員法に疑問

千葉県 63歳 男性 コンサルタント業

私は、法律に疑問を持っています。

まず、1条は「目的」とありますが、それが理解できません。裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する、とありますが、国民の義務なのか義務でないのかわかりません。次に、「就職禁止事由」の該当者の妥当性にも問題があります。国会議員、官僚、法曹関係者、自衛官…とされており、国家として重要と認めた職業の国民は裁判員から免除されるというのは疑問です。また、裁判員は裁判所からの出頭義務により強制的に刑事裁判に従事させられ、裁判官と同様な負担を強いられ、罰則まで科するのは日本国憲法違反ではないのでしょうか。さらに、その対価が交通費と日当のみというのは問題です。休業補償はどうなるのでしょうか。

次に、裁判員の権限にも問題があります。まず、裁判員と裁判官との合議事項について、事実の認定、法令の適用、刑の量定などに関することですが、事実の認定では証拠の吟味など裁判官でも難しいことが、裁判に参加している一般の国民に求められていること。次に、法令の適用についても、法律知識も乏しいのに、内容を理解した上での判断ができるかどうか。刑の量定では正しい量刑などを合議とはいえ決定できるかどうか。

また、最も恐れるべきは、裁判の雰囲気や演出などで有罪、無罪を判断してしまうのではないのでしょうか。冤罪を有罪とした裁判員の苦悩や後悔はどうするのでしょうか。被告または被告の関係者による報復や、裁判員のデータの漏洩による不利益、場合によれば報復殺人まであり得ると思います。

さらには、拙速の法律化にも疑問があります。立法府における論議が不充分だったと考えます。まずは、この法律を廃止して、国民的な理解を深めて検討をすべきと考えます。

● 幼い子供を持つ母親として

埼玉県 36歳 主婦

私は、まだ幼いふたりの子を持つ母です。いざ自分宛に届いた封筒を手に取り、わからないことばかりでしたが、内容を知れば知るほど、納得のいかないこの制度に次のような憤りを感じています。

くじで勝手に候補者名簿に記載されたこと。日々心身ともに大変な苦痛であること。賛成・反対の意を問うことなく「人を裁きたくない!」と思う個人の思想信条、人格を無視されたこと。辞退することの厳しい現状。罰金や処罰により強制されること。公正な裁判が損なわれ、冤罪、誤審が増える可能性が高く、被告にとって不利になること。もし、裁判員になった場合、良心の呵責に耐えられず、心理的・精神的ストレスを抱え、一生思い悩まされることへの危惧。

この度、送付された通知書は、個人の人権を著しく無視するものであり、国家への奉仕を義務づける現代の赤紙（招集令状）と感じました。平和と人権、命を

有楽町マリオン前
での街頭宣伝



大切にしたいと思う私は、裁判員制度の廃止を求めます。

今では、裁判員の辞退希望者が4割を超えたことが報道されています。また、世論調査でも約8割の圧倒的多数が、反対や疑問と回答しています。スタートする前から破綻しているのではないのでしょうか。強行は許されません！ 反対の声が高まる中、野党の一部で「凍結」「延期」の動きが始まったことは歓迎です。市民が政治を動かせることに、とても感動しています。制度の問題点と真実を知ることにより、必ず反対の声が高まることに確信を持てました。嬉しいことです。

私の元には、約100筆の署名が集まりました。勇気とエネルギーをもらい、協力してくれた方々には本当に、心から感謝しています。微力ながら、私ももっと協力し、みなさんと共に運動を広げ、願いをかなえたいと思います。

● 嫌なものは嫌だ、はっきりいましょう

北海道 38歳 男性 会社員

私には人を裁く資格はありません。そういう考えから裁判員の通知の封筒は封を切らずに受け取り拒否で送り返しました。

嫌なものは嫌だ、はっきり言いましょう。

私は苫小牧市役所の選管と札幌地裁と地検にも抗議の電話をかけています。はっきり裁判所や検察官に言ったほうがいいです。

専用ダイヤルに言っても所詮は業者、生の声は役人どもには伝わりません。

戦おうと決意すれば道は開けます。

一緒に戦いましょう。

● 最高裁は、人権に関わることでと認識せよ

神奈川県 53歳 男性 会社員

下記の文章を最高裁に送りました。

今般、貴裁判所より、「裁判員候補者」などという文書が送付されました。誠に迷惑千万です。

結論だけ申し上げれば、「私は、この依頼を拒否します」

嫌な物は嫌、だめな物はダメ、という事です。

本来なら、送付された文書は開封せず、貴裁判所へ返送する予定でしたが、今回は裁判所側の手続上のミスと云う事にしてさしあげますので、送付されなかった事にしてさしあげましょう。アンケートも回答してあげましたが、内容に不備があるため、こちらで手直した部分もあります。

いずれにしても、今後、裁判所はこの件に関する文書、及び関連文書、お問い合わせ等は送付してはなりません。また、この拒否回答は法律以前の問題ですので、刑事及び 民事いかなる訴追も裁判所はしてはなりません。

よって、私に関しては、最高裁判所以下、すべての裁判所にこの旨通達していただき ます。人権に関わる事であることを、認識していただきます。



●裁判員いらな
インコは、子供
たちの人気者

る人間だから、法律や裁判制度について詳しく知らないが、国民の8割以上が反対している(不服に思っている)、「裁判員制度」は、国民に対する一方的な強制であり、全く承服できない。恐らく、憲法が保証する「思想の自由」を侵害するものだと思じる。「他人を裁きたくない」という個人による選択の自由を犯しているからだ。「君が代」や「日の丸」を国歌や国旗として、強制するのと同じである。欧米の先進国(特に英米)では、「裁判員制度」がかなり昔からあるが、それはそれなりの長い歴史的な素地が国民／市民の間にあるからで、日本にはそういう素地が全くない。制度だけ欧米の「真似」をしても、混乱が起こるだけで、被告らの裁判が正当に行なわれるとは思えない。国民全体で「裁判員通知」をあくまでボイコットすべきである！ちなみに、豪州には「裁判員制度」など無いように思う。だからと言って、判決を全て鵜呑みにしているわけではない！判決に不服ならば、政府や裁判所に市民たちが陳情して、判決を撤回させるケースが沢山ある。最近、こんな例があった。豪州大陸の総面積は米国本国ほどあるが、総人口は日本のわずか6分の1(2千万人)に過ぎない。従って、過疎地には医師がほとんどいない。そこで、海外からの移民医師たちの協力に頼らざるをえない。さて、2年ほど前にドイツから医師の家族(両親と3人の子供)がメルボルンの郊外に移住してきた。ところが、この家族の内に「ダウン症」の息子が一人いることが判明し、永住許可が裁判所によって、却下された。それに不服な住民たちが判決を撤回するよう、裁判所および移民局

に対して、激しい陳情運動を始めた。結局、労働党政府の移民局長の英断で、永住権が認められた。こういう方法によって、不当な判決をチェック、覆すことができるのである。そういうアプローチの方が、強制的な「裁判員制度」よりもずっと「民主的」で、かつ有効なのである。「御上」の手下みたいに、不当な判決の「片棒」だけを担がされるのはまっぴら御免だ！

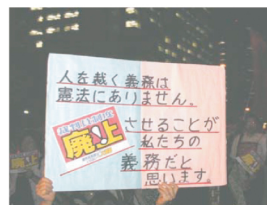
● 友人が候補者に…

愛知県 35歳 主婦

今朝の中日新聞で、この運動を知りました。

私も裁判員制度、大反対です。もし選ばれても絶対断ります。法律の知識もないのに、人を裁くなんて無理です。この制度はおかしいと思います。裁かれるとしても、一般の人に裁かれたくないので、裁判はもう起こさせません。もし裁判が身近でないというならば、差しさわりのない程度で公開裁判や裁判の様子をテレビで放送すればよいと思います。なにも一般市民を裁判員にする事はないと思います。

候補に選ばれてしまった友達が1人いて、とても困惑してました。恨みをついたら嫌だと言っていました。断りたいらしいですが、なかなか強制的な制度で断れず、裁判に呼ばれない事を祈ってました。こんな人をなくすためにも、裁判員制度はなくなるべきだと思っています。



る人間だから、法律や裁判制度について詳しく知らないが、国民の8割以上が反対している(不服に思っている)、「裁判員制度」は、国民に対する一方的な強制であり、全く承服できない。恐らく、憲法が保証する「思想の自由」を侵害するものだと思じる。「他人を裁きたくない」という個人による選択の自由を犯しているからだ。「君が代」や「日の丸」を国歌や国旗として、強制するのと同じである。欧米の先進国(特に英米)では、「裁判員制度」がかなり昔からあるが、それはそれなりの長い歴史的な素地が国民／市民の間にあるからで、日本にはそういう素地が全くない。制度だけ欧米の「真似」をしても、混乱が起こるだけで、被告らの裁判が正当に行なわれるとは思えない。国民全体で「裁判員通知」をあくまでボイコットすべきである！ちなみに、豪州には「裁判員制度」など無いように思う。だからと言って、判決を全て鵜呑みにしているわけではない！判決に不服ならば、政府や裁判所に市民たちが陳情して、判決を撤回させるケースが沢山ある。最近、こんな例があった。豪州大陸の総面積は米国本国ほどあるが、総人口は日本のわずか6分の1(2千万人)に過ぎない。従って、過疎地には医師がほとんどいない。そこで、海外からの移民医師たちの協力に頼らざるをえない。さて、2年ほど前にドイツから医師の家族(両親と3人の子供)がメルボルンの郊外に移住してきた。ところが、この家族の内に「ダウン症」の息子が一人いることが判明し、永住許可が裁判所によって、却下された。それに不服な住民たちが判決を撤回するよう、裁判所および移民局

に対して、激しい陳情運動を始めた。結局、労働党政府の移民局長の英断で、永住権が認められた。こういう方法によって、不当な判決をチェック、覆すことができるのである。そういうアプローチの方が、強制的な「裁判員制度」よりもずっと「民主的」で、かつ有効なのである。「御上」の手下みたいに、不当な判決の「片棒」だけを担がされるのはまっぴら御免だ！

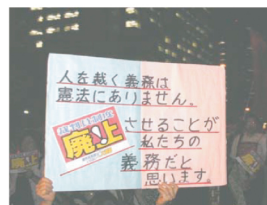
● 友人が候補者に…

愛知県 35歳 主婦

今朝の中日新聞で、この運動を知りました。

私も裁判員制度、大反対です。もし選ばれても絶対断ります。法律の知識もないのに、人を裁くなんて無理です。この制度はおかしいと思います。裁かれるとしても、一般の人に裁かれたくないので、裁判はもう起こさせません。もし裁判が身近でないというならば、差しさわりのない程度で公開裁判や裁判の様子をテレビで放送すればよいと思います。なにも一般市民を裁判員にする事はないと思います。

候補に選ばれてしまった友達が1人いて、とても困惑してました。恨みをついたら嫌だと言っていました。断りたいらしいですが、なかなか強制的な制度で断れず、裁判に呼ばれない事を祈ってました。こんな人をなくすためにも、裁判員制度はなくなるべきだと思っています。



● 専門性の放棄では

大阪府 43歳 男性 病院職員

裁判員制度には大きな疑問を感じます。

法律の素人が裁判に参加して、有罪・無罪を決めて人を裁くこと、これって本来人を裁くための専門職でそのための訓練を受けた裁判官や法律家の専門性の放棄といってよいのではないのでしょうか？

たとえとして適切かどうかわかりませんが、医師が自分1人では診断できないからという理由で、患者や家族や第三者といった素人に医学的診断を求めたらとんでもない話ですよ。非専門家である患者や家族の医療への参加は、よりよい医療の実現、納得のいく医療を受けることが目的であるはず。納得がいかなければ、自分で診断して！って言われたらそれは医師の専門性の放棄となるでしょう。裁判においても、専門家だけが一人歩きしないよう、当然、被疑者、被害者や市民感情を大事にすることは必要だと思います。しかし、だからといって自分たちで有罪・無罪を決めろというのはおかしい話だと思います。

裁判員制度に力を注ぐより、専門家である裁判官や弁護士などの専門性の向上

に力を注ぐ方がよいのではないのでしょうか？

● 徴兵制と同じ—断固拒否！

埼玉県 65歳 僧侶

本日のニュースで「裁判員制度はいらない！ 大運動」の存在を知りました。この運動に賛同します。

私は裁判員制度の内容うんぬんにかかわらず、「お国の命令によって国民が動員される」ということが徴兵制と同じだと思うのです。こんな制度が定着してしまったら次にはなにが来るのか……。こんな制度をすんなり決めてしまったメカニズムとは何なのか……。恐ろしいことです。立法制度そのものにも大きな不信感を持っています。

もし、私が裁判員候補になったとしても断固拒否するつもりでおりました。たとえ重罪を科せられてもです。

● 視覚障害者の立場から

神奈川県 男性 36歳 視覚障害者

今回の問題は、視覚障害者が不利にないかねないと判断したこともあり、廃止を表明した次第です。もし、この制度を

全国一斉11月行動・東京集会(2008.11.22)で、作家で臨済宗福聚寺住職の玄侑宗久さん⑥が、ビデオメッセージを寄せて、「法の上で罪人とされても社会は別の見方をする」と訴え、「人を裁きたくない」自由が認められない裁判員制度の危険性に警鐘を發しました。





09.5.9仙台



08年相模原



09.5.16新潟

続ければ間違いなく我が国の裁判というものは根底からその本質を失い、被害者の人生もろとも没落すると思います。そして、裁判員になった人たちの人生もがたがたにして、その行く先には死が待っていることでしょう。それを防ぐためにも、裁判員制度を廃止するしかないということであります。

今やこの国は官僚と、マスコミによって戦前のような中央集権国家となりつてあります。裁判員制度が続く以上私たちは言論を統制され、やがて、自由もなくなると感じています。こんな暴走制度は許してはならないでしょう。長くなりましたが私の思いをいろいろなところに掲載してください。私は言論弾圧で逮捕されようとも負けません。

● 運動の広がり期待する

京都府 60歳 女性 教員

この運動の趣旨に賛同し、運動の広がりを期待します。幸い、通知は来ておりませんが、道を開いていただいた感を受けました。近年の司法制度の動向に深く

憂慮するとともに、自身の法的知識の欠如を痛感し、裁判員制度に駆り出されることの危険を慨嘆するものです。

● 国会や国会議員の無責任さを訴えるべき

栃木県 65歳 男性 コンサルタント

65歳男性、日本の国民です。

わたしも、裁判員制度に反対です。

ところで、反対運動の展開にあたっては、もっと、国会や国会議員の無責任さを訴えるべきだと思います。法務省・最高裁が裁判員制度の導入をたくらんで政党や国会議員に働き掛けたものであっても、最終的に法律を通したのは国会です。無責任な国会議員、問題意識の希薄な国会議員、官僚に乗せられやすい国会議員、このような国会議員の無能さをもっともっと、国民に知らせるべきだと思います。国会議員の一人一人に、「大多数の国民が裁判員制度の導入に不安を抱いている現状をどう思っていますか」と問い掛けてほしい。



09. 1. 25群馬



09. 3. 22松戸



09. 3. 22千葉

●全国で、裁判員制度反対のデモが行われました。



09. 4. 11埼玉

● 裁判員制度でよくなることは一つも浮かばない

新潟県 40歳 男性 サービス業

私も、一個人としてこの制度に反対です。理由は多くの方が述べられている内容とあまり変わりませんが、法律についての知識がない人が裁判に参加する事への疑問、正確な判断ができるかどうかにおける疑問、個人により価値基準が大きく異なる事への疑問、裁判関係者とは違い一般人はメディアの影響を受けやすいであろうと言うことなど、数え上げればキリがありませんが、裁判員制度によってよくなるであろうと言うことはおおよそ一つも浮かびません。

まだ、活動のほう、あきらめずに頑張ってください。

● 国民に国家が「大事な仕事」だからと強制するのは許されない

東京都 61歳 男性 無職

「裁判員制度はいらない 大運動」に感謝し応援します。

前からおかしい制度だと思っていましたが、マスコミ（特に朝日新聞）などではあたかも国民みんなが望んでいた必要

なものだという報道の仕方ですっきりしない思いでいました。

この制度は基本的に憲法の職業選択の自由の定め違反だと思います。憲法の職業選択の自由の定めは国家が「これは大事な仕事だ」と決めて国民に強制する事のないようにした基本的人権の1つだと言うからです。もしそれが許されるならば徴兵制や、そのほか国家の思うように国民はいつでも国家の下働きをさせられる事になります。百歩譲って裁判員がどうしても必要ならば強制ではなく同意でやるべきです。もしそれで偏などの弊害が出てうまく行かないならば制度自体を止めるべきです。

そもそも、この制度が必要だと言われ出したのは職業裁判官だけでは世間通念と離れているから一般人の意見も入れようということだと聞きます。要は司法の無能の尻拭いを国民に押し付けているのと同じです。膨大な費用を掛けて国民に多大な犠牲を強いるのなら裁判官は少しは人を減らすなり給料を減額するなどの負担を負うべきです。日本の裁判所ほど冤罪が多くまた全く責任も謝罪もしないところは無いと思います。

09. 5. 17名古屋



08. 11北九州



08. 11福岡



●全国で集会・デモ、街頭宣伝
に取り組みました。

● 膨大な圧力に国民を晒して 恥じない国家

東京都 55歳 男性 自由業

テレビで裁判員制度は是非かという議論をよく聞く。

国民に主権がある限り、他人の罪を裁くのは義務だそうだ。正論として一理あるが、何か変である。草創期の直接民主主義国家でもあるまいし「暴力は管理されねばならない」という視点からはボロボロである。ここまでシステムが膨大に膨れ上がった国家では無理を超えて無謀である。国家規模が膨れ上がれば、上がるほど国家とは官僚制度を導入しないと破綻する。モンテスキューが「権力の分散」を主張したのは権力の暴走を最小限に留めることが理由となっている。しかしながら、権力の暴走もまた権力の一局集中によりパニックに陥った故にこそ引き起こしたものである。そう考えたほうが納得ができる史実が多い。暴君と呼ばれるネロ帝、カリギュラ帝、始皇帝等々。要するに国家の統治には官僚というプロパーは必要なのである。そういった意味で「暴力の管理」という国家単位での業務はプロパーが預かるべきものだと思う。

国家規模が膨大になればなるほど、その内に孕む暴力も膨大な種類と規模となる。この膨大な圧力に直接国民を晒して恥じない国家に主権を持つという不幸をどう考えればよいのか。

さらに、裁判員制度の実施状況を見るとこの制度を推進した連中の想像力のなさに絶句する。裁判員は裁判官の左右に列する事になる。つまり被告人・傍聴人に直接晒されるのである。有罪・無罪どっちに転んでもどっちかに恨まれる。恐らくこうなる。「奴が俺様を有罪にした連中か。憶えておれよ。おれはお前らを死んだほうが良いと思わせてやる。」最も、可能性が高い経済犯罪のケースでは「やくざ」が多い。この連中こそは暴力と嫌がらせのプロパーである。被告席から全員の顔を覚えて「お礼参り」なんて朝飯前なのである。現在のその筋のプロパーは「印籠」を見ても「恐れ入」らないのである。不幸にも裁判員と選ばれた場合は、こういって拒否するつもりである。「君らは裁判員の安全の保障を全くせずに、暴力の現前に晒すつもりか！ そうである以上断固拒否する」

● 国民審査を

神奈川県 41歳 男性 会社員

はじめまして、裁判員制度に疑問を持っている一市民です。

裁判員制度を廃止するために、総選挙時の国民審査という制度を通じて、裁判員制度反対の意志を明確にするというのはいかがでしょうか？ 私は、次期総選挙の国民審査で、全裁判官、「×」をつけようと思っています。

● 人を裁くことの重さ

東京都 65歳 男性 無職

1、既に分析されているとおり「人を裁くことの重さ」が反対の最大の理由です。われわれは、身近なところで似た経験をし未だにベストの方法は確立させていないのです。それは、企業などにおける「人事」制度です。人事は正に当該者の収入、昇進及び人生を決めるもの、裁くものです。しかし、絶対に必要な制度です。そこで人事の何たるかを理解できない人や権利意識の強い人等が人事権を持った場合は、当該者は悲惨なものです。挽回しようとしても並大抵の努力では挽回できないのが現実です。従って、人事制度は長い年月を掛け試行錯誤を繰り返し乍ら社内での公開性や対話方式その他の方法が検討され、その企業に合った方法が導入されているのです。数年前に、1度や2度失敗しても努力により挽回できる社会をなどと綺麗ごとを言う政府要人やオピニオンリーダーと言われる人がおりましたが、我国では残念ながらそのような「良い社会」では無いのです。現在、非正規社員や派遣社員の

問題に端的に現れているのではないですか。

2、百歩譲って現在の裁判員制度の是正を意図するものであれば、その観点を更に詳しく明確にし大学等において一定に法知識を習得した人で（法学部卒等の名簿を整備する。）、その中から手をあげさせて納得づくで裁判員を選別し指名したら良いと思います。一般の「善良な国民すべて」を絶対に巻き添えにすべきではありません。



みなさんの声をお寄せください。

発行

裁判員制度はいらない！大運動

発行日

2009年6月20日

連絡先

160-8336

東京都新宿区西新宿3-2-9

新宿ワシントンホテル本館2406

新都心法律事務所

TEL/03-3348-5162

FAX/03--3348-5153

http://no-saiban-in.org

e-mail:

saibanin-iranai@shintoshin-law.jp

カンパ 100円

私の拒否を
みんなの拒否へ
みんなの拒否で
裁判員制度廃止を！

裁判員制度
廃止

STOP!